（３）将来像

本指針が目指す本県の外来種対策の将来像は下記のとおりとします。

本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。

（４）目標

前述した将来像を実現するため下記の目標を定め、必要となる施策を実施します。

目　　標	目標の説明	達成時期
リスト化と優先順位の決定	生態系等への影響が高いと考えらえる外来種のリストを作成し、対策の優先順位を決定します。	リスト作成と優先順位の決定時期：平成 30 年度
行動計画の策定	本指針に示す目標を達成するための具体的な方法を示す「外来種対策行動計画」を策定します。	策定時期：平成 31 年度
重点対策種の対策実施	優先順位が最も高いと判断された定着した外来種については、重点対策種に位置付け、防除を中心とした総合的な対策を実施します。	－
重点予防種の対策実施	優先順位が最も高いと判断された未定着の外来種については、重点予防種に位置付け、定着を予防するための総合的な対策を実施します。	－
産業管理外来種の対策実施	産業又は公益的役割において重要であり、代替性を有するものなどがない外来種については、産業管理外来種に位置づけ、適切な管理を促すための啓発を行います。	－
普及啓発活動の実施	外来種の移出や拡散を防ぐために、県民の外来種問題の認知度を向上させます。アンケートによる外来種への認識度調査を実施し、その数値を目標達成の指標とします。	－
対策の実施体制の構築	外来種の侵入状況のモニタリング、初動対応、本指針及び行動計画の進捗確認と更新を行うための実施体制を構築します。	運用開始時期：平成 31 年度

3　沖縄県の外来種対策により目指す将来像と実施する対策の方針

以上のような課題を踏まえ、本県の豊かな生態系等を守るため、侵入・定着状況の把握から防除・管理、普及啓発に至るまで、本県の地域特性を踏まえた外来種対策をより戦略的かつ効果的に推進していく必要があります。

このため、本指針では、本県が目指す将来像を掲げるとともに、その実現に向けた対策の方針を示します。

(1)　県が掲げる将来像

本県が実施する外来種対策により目指す将来像は下記のとおりとします。

県民一人ひとりが外来種問題について責任を持ち、本県への侵略的外来種の侵入を予防し、すでに定着している侵略的外来種については対策を実施することで、外来種による負の影響を軽減し、沖縄型ネイチャーポジティブの実現に貢献する。

※）沖縄型ネイチャーポジティブとは、沖縄の自然と自然に関わる歴史、伝統、文化の損失を 2032 年までにさらなる回復軌道に乗せる取り組みなど（「第二次生物多様性おきなわ戦略（令和８年３月、沖縄県）」から抜粋）

(2)　将来像実現のために実施する対策の方針

ア　基本的な考え方

（ア）　指針が対象とする外来種の範囲

本指針では、国外、国内（他県）、国内（県内の別の島）由来の外来種のうち、沖縄県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある侵略的外来種を対象とします。

a　国外由来外来種

国外由来外来種の一部は外来生物法により特定外来生物として指定されており、輸入、飼育や栽培、野外に放つことが禁止されています。本指針では特定外来生物に加えて、本県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある国外由来の外来種を対象とします。

b　国内（他県）由来外来種

本指針では、国内（他県）の生物であっても本来の生息域・生育域を越えて侵入した種を外来種とし、本県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある国内由来の外来種を対象とします。

c　国内（県内の別の島）由来外来種

本指針では、国内（県内の別の島）の生物であっても本来の生息域を越えて侵入した種を外来種とし、本県の生態系等に影響を及ぼす、又はそのおそれのある国内（県内）由来の外来種を対象とします。

イ　対策方法

（ア）対策の基本的な考え方

本県の外来種対策は、「県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化」「侵入防止（予防）」「防除の推進（定着後の防除）」を三本柱として推進します。侵入段階（未侵入～侵入

3　沖縄県の外来種対策により目指す将来像と実施する対策の方針

(1)　県が掲げる将来像

・行政だけではなく、県民一人ひとりが外来種問題について責任を持つこと及び侵略的外来種対策を実施し、沖縄型ネイチャーポジティブ※の実現に貢献していくことを示し、将来像を更新した。

※沖縄型ネイチャーポジティブとは
　沖縄の自然と自然に関わる歴史、伝統、文化の損失を 2032 年までにさらなる回復軌道に乗せること

(4)　目標（現行）を削除

・現行計画で記載していた各目標に関する項目については、リスト化と優先順位の決定等は「沖縄県対策外来種リスト」の策定により、行動計画の策定は「沖縄県外来種対策行動計画」の策定により、「重点対策種等の対策実施等は「沖縄県外来種対策行動計画」で定めた実施する取組となっていることから、全て対応しており「目標」の項目を削除した。

（５）指針が対象とする外来種

本指針では、国外からの外来種、国内（他県）からの外来種、そして国内（県内の別の島）からの外来種の３つを対象に対策の方針を示します。

１）国外からの外来種

経済・社会のグローバル化により、国境を越えた人と物資の移動が活発化しています。それに伴い、人の荷物や資材、農作物などに紛れ込むなどして多くの外来種が国外から侵入しています。また、ペットや商業利用などのさまざまな目的で意図的に持ち込まれる外来種も数多くいます。

これらの外来種の中には生態系へ甚大な被害をもたらす可能性がある種もいます。フイリマングース、タイワンスジオ、タイワンハブ、アライグマ、オオクチバス（ブラックバス）など数多くの外来種が在来種に大きな影響を及ぼし、日本中で対策が実施されています。国外からの外来種の一部は外来生物法により特定外来生物として輸入、飼育や栽培、野外に放つことが禁止されています。本指針では特定外来生物に加えて、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある国外からの外来種を対象とします。

２）国内（他県）からの外来種

島しょ県である沖縄県では、他県に生息する生物も自然の分布域を越えて侵入した外来種となります。イタチやキジなど県外から導入された生物のうちいくつかは捕食などにより沖縄県の生物多様性に影響を及ぼしていることが報告されています。また、県外の近縁種が導入されることで沖縄県の個体群の独自の遺伝子が汚染される危険性も指摘されています。このように国内の生物であっても、本来の生息域を越えて侵入した外来種として対策の対象とします。

３）国内（県内の別の島）からの外来種

沖縄県は多くの島々で構成されています。それぞれの島には長い年月をかけて進化を遂げた生物が生息し、共通の要素を持ちつつも固有の生物多様性が形成・維持されています。このため、県内であっても別の島から生物を持ち込むことは、島の生物多様性に影響を及ぼす可能性があります。八重山から沖縄島に持ち込まれたセマルハコガメがリュウキュウヤマガメと交雑するなど、問題が顕在化している外来種も存在します。

多くの島々で多様な生態系が形成されていることは沖縄の自然の重要な特徴であり、島々の固有の生物多様性を守っていくことが必要です。このため、本指針では、別の島から持ち込まれる生物についても本来の生息域を越えて侵入した外来種として対策の対象とします。

（再掲）

(2)　将来像実現のために実施する対策の方針

ア　基本的な考え方

（ア）　指針が対象とする外来種の範囲

本指針では、国外、国内（他県）、国内（県内の別の島）由来の外来種のうち、沖縄県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある侵略的外来種を対象とします。

a　国外由来外来種

国外由来外来種の一部は外来生物法により特定外来生物として指定されており、輸入、飼育や栽培、野外に放つことが禁止されています。本指針では特定外来生物に加えて、本県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある国外由来の外来種を対象とします。

b　国内（他県）由来外来種

本指針では、国内（他県）の生物であっても本来の生息域・生育域を越えて侵入した種を外来種とし、本県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれのある国内由来の外来種を対象とします。

c　国内（県内の別の島）由来外来種

本指針では、国内（県内の別の島）の生物であっても本来の生息域を越えて侵入した種を外来種とし、本県の生態系等に影響を及ぼす、又はそのおそれのある国内（県内）由来の外来種を対象とします。

イ　対策方法

（ア）対策の基本的な考え方

本県の外来種対策は、「県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化」「侵入防止（予防）」「防除の推進（定着後の防除）」を三本柱として推進します。侵入段階（未侵入～侵入

(2)　将来像実現のために実施する対策の方針

ア　基本的な考え方

・法律、関連計画との整合を図り「国外由来外来種」、「国内（他県）由来外来種」、「国内（県内の別の島）由来外来種」等の表現に統一した。また、記載内容についても簡潔な文章に整理した。

Ⅲ．対策の方針

（１）対策の基本的な考え方

１）対策基盤の整備

外来種対策を効果的に推進していくためには、対策の基盤となる「①県民の外来種問題への理解」、「②外来種に関する情報」、「③外来種対策に関わる人材」が不可欠です。これらの基盤を整備する取組を進めます。

① 県民への普及啓発

ペットは私たちの生活と密接に関わっている一方で、それが野外に逃げ出してしまうことで外来種となり、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害防止三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。また、外来種対策には多様な主体が連携して取り組んでいく必要があり、そのためには外来種問題とその対策の必要性を県民全体が理解する必要もあります。

外来種問題の正しい認識を広めるため、県民への普及啓発の取組を進めます。

② 情報収集・情報発信

県内にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。また、今後更なるグローバル化が進み、新たな外来種の侵入リスクが高まることが想定されます。県民や外来種対策に関わる関係者に、外来種に関する正しい情報を伝えることにより、適切な対応が促されます。

このため、県内における外来種の侵入・定着情報、侵入の危険性がある侵略的な外来種の情報、外来種対策の取組情報などを常時収集し、迅速・効果的に発信していきます。そのために、市町村や関係機関、研究者等と情報交換をするためのネットワークを構築します。

③ 人材育成・技術開発

外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種対策に取り組む人材の育成が必要です。

外来種対策では、対策を企画立案する人材、防除作業に携わる人材、防除に関する科学的なデータや技術を提供する研究者、正しい知識を伝える教育者などさまざまな人材が必要となります。

また、外来種対策は対象種ごとに方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている外来種が数多くいます。生態系等への影響が大きい外来種については、行政・民間企業・研究機関等が協力して対策技術の開発を進めることが必要です。

外来種対策に関わるセミナーの開催や教材等による人材の育成、対策技術の開発を推進します。

初期～まん延）に応じ、最も効果的かつ実現可能な手法を選択します。優先度（緊急性・重要性・実現可能性）に基づき、重点的に対策を実施するとともに、関係機関・県民等との連携により実効性を高めます。

a　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

外来種対策を効果的に推進していくためには、「(a)県民の外来種問題への理解を促すための普及啓発」、「(b)外来種に関する情報収集・情報発信」、「(c)外来種対策に関わる人材育成・技術開発」が不可欠です。これらの取組を強化し、外来種対策を支える環境づくりを進めます。

(a)　県民への普及啓発

ペットは私たちの生活と密接に関わっている一方で、それが野外に逃げ出してしまうことで外来種となり、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。また、外来種対策には多様な主体が連携して取り組んでいく必要があり、そのためには外来種問題とその対策の必要性を県民全体が理解する必要もあります。

外来種問題の正しい認識を広めるため、県民への普及啓発の取組を進めます。

(b)　情報収集・情報発信

県内にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。また、今後更なるグローバル化が進み、新たな外来種の侵入リスクが高まることが想定されます。県民や外来種対策に関わる関係者に、外来種に関する正しい情報を伝えることにより、適切な対応が促されます。

このため、国や市町村、関係機関、研究者等と情報交換をするためのネットワークを構築し、県内における外来種の侵入・定着情報、侵入の危険性がある侵略的な外来種の情報、外来種対策の取組情報などを常時収集し、ホームページやＳＮＳなど多様な媒体を用いて迅速・効果的に発信することで、早期の対応や対策の強化につなげていきます。

(c)　人材育成・技術開発

外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種対策に取り組む人材の育成が必要です。

外来種対策では、対策を企画立案する人材、防除作業に携わる人材、防除に関する科学的なデータや技術を提供する研究者、正しい知識を伝える教育者などさまざまな人材が必要となります。

また、外来種対策は対象種ごとに方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている外来種が数多くいます。生態系等への影響が大きい外来種については、行政・民間企業・研究機関等が協力して対策技術の開発を進めることが必要です。

このため、対策技術の開発に加えて、外来種に関するセミナーの開催や住民参加型防除イベントを実施することにより防除作業に携わる人材を育成し、県民による地域ぐるみでの外来種対策を推進します。

（ア）　対策の基本的な考え方

a　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

・「対策基盤の整備」は、抽象的なタイトルとなっていたため、取組（普及啓発、情報連携、人的資源強化・技術的支援）を明記した。

・現在の沖縄県外来種対策行動計画に基づき実施している取組及び国の行動計画の内容等を踏まえて現行計画の文章を更新した。

・ホームページ等多様な媒体を用いて早期対応することや対策強化につなげること、住民参加型防除イベントの実施により県民による地域ぐるみでの外来種対策の推進等について記載した。

２）侵入の防止（予防）

外来種対策で最も重要な取組は、外来種を本県に侵入・定着させない予防の取組です。沖縄県に侵入する外来種には、「①人間が意図的に導入する外来種」と「②物資に混入するなど意図せず導入される外来種」があります。それぞれに応じた予防対策を実施することで、侵略的な外来種の侵人を防止します。

① 意図的外来種への対策

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。こうした動植物の導入は、園芸植物が野外に逸出したり、ペットが飼養者によって捨てられるなど、外来種の侵入リスクを含んでいます。外来生物法における特定外来生物は輸入が禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に放たれてしまう危険性があります。

意図的に導入される外来種については、侵略性のある外来種についての情報を収集し、動植物を輸入する関係者や利用者・飼養者に対して、どのような配慮を求めるか分析したうえで、適正管理の必要性を伝えていきます。

② 非意図的外来種への対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。これらの非意図的に侵入する外来種については、侵入経路の特定とモニタリングにより侵入を予防します。

ただし、非意図的に侵入する外来種への対策は意図的に導入される外来種と比べ対処が困難であり、外来種の侵入をすべて防止することは現実的ではありません。たとえ外来種が侵入してしまった場合でも早期に発見し、対策を行うことのできる体制を整えるなど、侵入防止の取組と侵入初期の対応を複合的に検討します。

３）防除の推進

すでに県内に侵入・定着している外来種のうち、生物多様性への影響が大きいと考えられる種については、捕獲等による防除を実施します。外来種の防除では、基本的には外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布の拡大を制御するなどの被害低減を目指した取組を実施します。

① 早期発見と初期防除の重視

外来種が定着した場合、定着初期段階における早期の発見と初期防除が重要となります。外来種の個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となり、防除期間が短くなることで駆除する個体数や駆除にかかるコスト を最小限に抑えることができます。新たな外来種の侵入が確認された場合は、緊急性や対応の優先順位を速やかに判断し、防除を実施します。

b　侵入の防止（予防）

外来種対策で最も重要な取組は、外来種を本県に侵入・定着させない予防の取組です。沖縄県に侵入する外来種には、「(a)人間が意図的に導入する外来種」と「(b)物資に混入するなど意図せず導入される外来種」があります。それぞれに応じた予防対策を実施することで、侵略的な外来種の侵入を防止します。

(a)　意図的外来種への対策

県内には多数の外来動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。こうした外来動植物が適正に管理されないと、園芸植物が野外に逸出したり、ペットが飼養者によって捨てられたりすることにより、本県の生物多様性等に影響を及ぼす外来種となるリスクを含んでいます。外来生物法では、同法で指定する特定外来生物を野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生態系等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に放たれてしまう可能性があります。

意図的に導入される外来種については、侵略性のある外来種についての情報を収集し、動植物を輸入する関係者や利用者・飼養者に対して、どのような配慮を求めるか分析したうえで、適正管理の必要性を伝えていくとともに、沖縄県希少野生動植物保護条例等に基づき意図的外来種の侵入リスクの低減や定着予防に努めます。

(b)　非意図的外来種への対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。これらの非意図的に侵入する外来種については、侵入経路の特定とモニタリングにより侵入を予防します。

ただし、非意図的に侵入する外来種への対策は意図的に導入される外来種と比べ対処が困難であり、外来種の侵入をすべて防止することは現実的ではありません。たとえ外来種が侵入してしまった場合でも早期に発見し、対策を行うことのできる体制を整えるなど、侵入防止の取組と侵入初期の対応を複合的に検討します。また、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例等に基づき非意図的外来種の侵入防止や定着予防に努めます。

c　防除の推進

すでに県内に侵入・定着している外来種のうち、生態系等への影響が大きいと考えられる種については、捕獲等による防除を実施します。外来種の防除では、基本的には外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、順応的な管理を行うなどの被害低減を目指した取組を実施します。

(a)　早期発見と初期防除の重視

外来種が定着した場合、定着初期段階における早期の発見と初期防除が重要となります。外来種の個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となり、防除期間が短くなることで駆除する個体数や駆除にかかるコストを最小限に抑えることができます。新たな外来種の侵人が確認され

b　侵入の防止（予防）

・意図的外来種対策では、管理不十分な外来動植物が生物多様性に影響を及ぼす外来種となるリスクを含むこと等について記載した。

・意図的外来種、非意図的外来種について、関連条例等に基づき侵入リスクの低減、定着予防に努めることなどについて記載した。

・関連条例は、「沖縄県希少野生動植物保護条例」に基づく指定外来種の侵入リスク低減を想定している。

・関連条例は、「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」に基づく埋立用材に紛れて持ち込まれる外来生物の侵入リスク低減を想定している。

② 戦略的な防除の実施 分布拡大期やまん延期における防除には、コストと期間が多くかかる場合が多いことから、対策の優先度（被害の深刻度・規模、対策の実行可能性・実効性・効率性等）を踏まえて目標の設定を行い、戦略的に防除を実施します。目標設定では、生物多様性の保全上重要な地域における地域的な根絶や低密度管理など目的を明確にした上で防除に取り組みます。 **（２）区分ごとの対策** 県内への定着状況、生態系等への影響の程度等を考慮して外来種を５種類に区分し、それぞれの区分について下記の対策を実施します。 なお、生態系等への影響が非常に大きいと考えられる外来種が新たに確認された場合は、区分を問わず速やかに対策を実施します。 **１）防除対策外来種** **① 重点対策種** 沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が大きいことから重点的に駆除等を実施する必要がある外来種を「重点対策種」とします。最も優先順位が高い外来種として、各主体がそれぞれの役割において防除を中心とした総合的な対策を実施します。 **② 対策種** 沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「対策種」とします。分布や被害の情報に注視し、必要に応じて重点対策種に区分を見直します。また、蔓延状態であることや生態的な特性から経済的・技術的に対策が困難な外来種については、順応的な管理を行う外来種として「対策種」に区分し、県内外の未定着地域に移出しない対策を検討します。こうした対策が困難な外来種については、それらが外来種であることを認識し、さらなる拡大を防ぐべきであるという意識を県民が共有することが重要であり、正しい理解を促すための普及啓発を進めます。 **２）定着予防外来種** **① 重点予防種** 沖縄県内には未定着ですが、侵入した際の生態系等への影響が大きい外来種を「重点予防種」とします。特に侵入・定着を予防し、発見した場合の初期防除を行う必要があることから、重点的に予防対策を実施します。 **② 予防種** 沖縄県内には未定着ですが、これまでの知見から生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「予防種」とします。侵入・定着を予防するとともに、他地域の被害状況に注視して必要に応じて重点予防種に区分を見直します。	た場合は、緊急性や対応の優先順位を速やかに判断し、防除を実施します。 **(b) 戦略的な防除の実施** 分布拡大期やまん延期における防除には、コストと期間が多くかかる場合が多いことから、外来生物法等に定められた各主体の役割を基本としながら対策の優先度（被害の深刻度・規模、対策の実行可能性・実効性・効率性等）を踏まえて目標の設定を行い、戦略的に防除を実施します。目標設定では、生物多様性の保全上重要な地域における地域的な根絶や低密度管理など目標を明確にした上で防除に取り組みます。 **（イ） 区分ごとの対策** 県内への定着状況、生態系等への影響の程度等を考慮して侵略的外来種を５種類に区分し、それぞれの区分について下記の対策を実施します。 なお、生態系等への影響が非常に大きいと考えられる外来種が新たに確認された場合は、区分を問わず速やかに対策を実施します。 **a 防除対策を行う侵略的外来種** **(a) 重点対策種** 沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が大きい外来種を「重点対策種」とします。最も対策優先度が高い外来種として、各主体がそれぞれの役割において防除を中心とした総合的な対策を実施します。 **(b) 対策種** 沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「対策種」とします。分布や被害の情報に注視し、必要に応じて重点対策種に区分を見直します。また、蔓延状態であることや生態的な特性から経済的・技術的に対策が困難な外来種については、順応的な管理を行う外来種として「対策種」に区分し、県内外の未定着地域に移出しない対策を検討します。こうした対策が困難な外来種については、それらが外来種であることを認識し、さらなる拡大を防ぐべきであるという意識を県民が共有することが重要であり、正しい理解を促すための普及啓発を進めます。 **b 定着を予防する必要のある侵略的外来種** **(a) 重点予防種** 沖縄県内には未定着ですが、侵入した際の生態系等への影響が大きい外来種を「重点予防種」とします。特に侵入・定着を予防し、発見した場合の初期防除を行う必要があることから、重点的に予防対策を実施します。 **(b) 予防種** 沖縄県内には未定着ですが、これまでの知見から生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「予防種」とします。侵入・定着を予防するとともに、他地域の被害状況に注視して必要に応じて重点予防種に区分を見直します。	・R5 年度に改正された外来生物法及び国の行動計画において各主体の役割が明記されたことから記載した。 ・目的から目標に修正した。 ・当該指針で対象とするのは「侵略的外来種」であることから修正した。 **a 防除対策を行う侵略的外来種** ・国の行動計画で用いられている「侵略的外来種」を使用し、実際に捕獲や駆除などの行動をとることがわかる表現に変更した。 **b 定着を予防する必要のある侵略的外来種** ・緊急性と必要性を明確にした表現に変更した。
11	12	

３）産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さい代替性を有するものがないなどのため、利用において移出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を「産業管理外来種」とします。本県の生態系は島しょ特有の脆弱なものであることから、生態系等への影響について特に慎重に検討する必要があります。種ごとの利用上の留意点を呼びかけ、野外への移出を防止します。

（３）対策の効果の維持

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、対策の効果を維持するためには順応的に計画を見直していく必要があります。

本指針の目標として示す「外来種リスト」については、毎年外来種の侵入に関する情報収集を行い、影響の程度によって見直しを行います。「外来種対策行動計画」では各対策の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

（４）各主体の役割

本指針で示す外来種対策を実効性のあるものとするためには、各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、連携しながら取組を進めていくことが重要です。

以下に、県、市町村、県民、企業、その他の主体にそれぞれ期待される役割を示します。

１）県

県は、関係部局との適切な役割分担の下、連携して本指針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開するとともに、市町村・県民・企業などさまざまな主体に対して外来種対策の取組を行ってもらうよう積極的に働きかけを行います。また、外来種対策に必要な財源の確保を検討するとともに、国と県内の各主体と情報を共有・交換し、連携・協力体制を構築します。

２）市町村

市町村は、地域の住民・自然に最も身近な行政機関であることから、外来種に関する普及啓発活動や外来種の情報収集を効果的に取り組むことができます。沖縄県・地域住民と連携しながら、地域の特性に応じた外来種対策に取り組むことが期待されます。

３）県民

外来種問題はペットの遺棄や園芸植物の移出など私たち県民の生活と関わりの深い環境問題です。沖縄県の生物多様性を脅かす外来種について関心をもち、正しい認識をもつことで、外来種を野外にむやみに放さないなど正しい行動をとることが望まれます。地域の自然に対する理解を深め、外来種対策を含めた保全活動に積極的に参加することも期待されます。また、次

c　産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であるが、代替性がなく利用において逸出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を「産業管理外来種」とします。本県の生態系は島しょ特有の脆弱なものであることから、生態系等への影響について特に慎重に検討する必要があります。種ごとの利用上の留意点を呼びかけ、野外への逸出を防止します。

(3)　対策の効果の維持

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が本県に侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、対策の効果を維持するためには順応的に計画を見直していく必要があります。

「沖縄県対策外来種リスト」については、毎年外来種の侵入に関する情報収集を行い、影響の程度によって見直しを行います。「外来種対策行動計画」では各対策の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4　各主体の役割

本指針で示す外来種対策を実効性のあるものとするためには、各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、連携しながら取組を進めていくことが重要です。

以下に、行政機関、県民、企業、その他の主体にそれぞれ期待される役割を示します。

(1)　行政機関

国・県・市町村等の行政機関は、外来生物法等に定められた適切な役割分担の下、連携して本指針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開し、対策の優先度を設定するとともに、県民・企業などさまざまな主体に対して外来種対策の取組を行ってもらうよう積極的に働きかけを行います。また、県内に定着した侵略的外来種に関する防除等の必要な対策を主導し、必要に応じて条例の整備・運用を行います。併せて、外来種対策に必要な財源の確保を検討するとともに、各主体と情報を共有・交換し、連携・協力体制を構築します。

(2)　県民

ペットの遺棄や園芸植物の逸出等が外来種問題の起因となることを県民一人ひとりが認識し、沖縄県の生物多様性を脅かす外来種について関心をもち、正しい認識をもつことで、外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を徹底し、外来種を野外にむやみに放さないなど正しい行動をとることが求められます。また、所有地等身近な地域で外来種を発見した場合には、早期防除につながるよう速やかに防除を検討するなど主体的な行動が望まれます。加えて行政機関等への情報提供を行うなど、対策への協力が求められます。さらに、地域の自然に対する理解を深め、外来種対策を含めた保全活動に積極的に参加することも期待されます。次の世代を担う子供達に地域の自然の大切さと外来種対策の重要性を伝えていくことも重要な役割です。

(1)　行政機関

・外来生物法及び国の行動計画の趣旨を反映するため、対策の優先順位の設定、必要に応じて条例の整備・運用を行うことなどについて記載した。

(2)　県民

・外来生物被害予防三原則等の徹底、早期防除につながるよう行政機関等への情報提供を行うことなどについて記載した。

の世代を担う子供達に地域の自然の大切さと外来種対策の重要性を伝えていくことも重要な役割です。

４）企業

企業は、事業活動において生物多様性に与える影響を認識し、事業のさまざまな場面において生物多様性の保全の配慮に努めることが重要です。事業活動において外来種を利用する場面も多いことから、外来種問題について正しい認識を持ち、事業地を適切に管理するとともに、侵略的な外来種を導入しない、野外に放さないなど適切な事業活動を行うことが望まれます。また、企業の社会的責任（CSR）を踏まえ、関係機関と連携して自ら積極的に外来種対策を行うなど地域において 一定の役割を担うことが期待されます。

５）その他

NPO や自治会などは、清掃活動など地域に根差した活動を通じて自然環境の保全に貢献しています。地域の自然の魅力を地域住民に伝えるとともに、外来種を緑化に利用しないなど外来種問題に配慮した活動を行うことが望まれます。また、地域において外来種対策を実施する主体としての役割も期待されます。

県外の方は、本県を訪れる際に外来種を持ち込まない、また本県から持ち出さないなどの行動が期待されます。

メディアは、国や県が発信する外来種の情報を県民や企業などに伝えることで、外来種問題の普及啓発に貢献しています。外来種問題の重要性を理解し、科学的知見を踏まえた報道を行うことが期待されます。

研究者は、外来種の生態や防除技術の研究・開発を行うことで、戦略的・効果的な防除に欠かせない役割を担っています。国や県が実施する外来種対策と連携した研究を進めることで、外来種対策推進に貢献することが期待されます。

教育機関は、学校教育を通じて子供たちに外来種に関する知識を伝える重要な役割を担っています。また、博物館や動物園等は、来場者への社会教育を通じて外来種問題の認識を社会全体に普及していく役割を担っています。本県の外来種問題や対策の重要性について教育を行い、外来種対策や地域の自然の保全活動を担う次世代の人材を育成していく役割も期待されます。また、飼育や実験で用いる外来種を適切に扱うことが求められます。

(3)　企業

企業は、事業活動において生物多様性に与える影響を認識し、事業のさまざまな場面において、生物多様性の保全に配慮することが重要です。事業活動において外来種を利用する場面も多いことから、外来種問題について正しい認識を持ち、事業地の適切な管理や逸出防止策を徹底するとともに、侵略的な外来種を導入しない、野外に放さないなど責任ある事業活動を行うことが求められます。

とりわけ、外来種を直接扱う事業や、運搬業等非意図的な外来種の導入・拡散を引き起こしやすい事業については、そのリスクを十分に整理・理解した上で、外来種による被害を生じさせないよう重点的な対策行動が求められます。

外来種による被害が発生した場合には、企業の社会的責任（CSR）を踏まえた対策行動が求められます。

また、関係機関や地域の多様な主体と連携した防除活動、情報共有、調査研究・技術開発への協力を通じて、地域社会における外来種対策の推進に貢献することが期待されます。

(4)　その他

NPO や自治会などは、清掃活動など地域に根差した活動を通じて自然環境の保全に貢献しています。地域の自然の魅力を地域住民に伝えるとともに、侵略的外来種を緑化に利用しないなど外来種問題に配慮した活動を行うことが望まれます。また、地域において外来種対策の主体として科学的知見に基づく防除やモニタリングへの協力、普及啓発、教育・高度専門人材の育成への参画も期待されます。

観光客などの来訪者は、本県を訪れる際に外来種を持ち込まない、また本県から持ち出さないなどの行動が期待されます。

メディアは、国や県が発信する外来種の情報を県民や企業などに伝え、科学的知見に基づき外来種対策の必要性や生物多様性等の目的を周知するとともに、法令遵守や外来種問題の重要性を理解し、情報提供を行うことが期待されます。

研究者は、外来種の生態や防除技術の研究・開発に加えて、未侵入外来種の侵入リスク評価や将来的な被害予測、在来生態系への影響予測など、外来種対策の科学的基盤を支える役割を担っています。多様な専門分野の知見を融合し、行政機関の施策と連携した調査研究を展開することで、外来種被害の予防・軽減と効果的な生態系管理の推進に貢献することが期待されます。

教育機関は、学校教育等を通じて子供たちに外来種問題に関する知識を伝える重要な役割を担っています。また、博物館や動物園等は、来場者への社会教育を通じて外来種問題の認識を社会全体に普及していく役割を担っています。本県の外来種問題や対策の重要性について発達段階に応じた環境教育や科学的知見に基づく教育を行い、外来種対策や地域の自然の保全活動を担う次世代の人材を育成していく役割も期待されます。

(3)　企業

・外来種の逸出防止と被害発生時の適切な対応・防除の徹底、多様な主体と連携した外来種対策への貢献が求められること等について記載した。

(4)　その他

・NPO、自治会等の団体、メディア、研究者、教育機関ついて、国の行動計画等に示されている各主体に求められる役割の内容を反映した。

・メディアについて、生物多様性等の目的の周知や法令遵守等の重要性の理解と情報提供を行うことについて追記した。

・研究者の役割について、行政機関の施策と連携した調査研究を展開するなど追記した。